

2001年11月7日

## 裁判に関する説明 - 法務委員会作成資料 1 改訂版

社団法人日本ハンググライディング連盟

会長 朝日和博殿

理事会及び理事各位

法務委員会委員長 城 潤



## 記

事件番号 東京地裁平成12年(ワ)9780号 ※1

当事者 原告 和泉郁三 外1名

被告 社団法人日本ハンググライディング連盟 ※2

他の被告二名

## I 原告の請求及びそれに対する被告らの答弁

訴状における原告の請求を簡単に言うと、 ※3

乙社又は甲氏は競技の主催者として、参加者に対する安全配慮義務を負うが、その義務（安全配慮義務）を怠った。その結果、和泉氏は死亡するに至った。JHFに対しては、競技について安全な基準を設けるべき義務があるのに違反した、危険な機体の使用を禁止すべき義務があるのに違反したなどとなる。

詳しく説明すると、 ※4

## 1) 原告 対 JHF

## ① 原告の主張

A 連盟は、競技を開催するについて、明確な安全基準を策定指導すべき義務があるのに、これを怠った。

B 連盟は、翼端のつぶれが容易に回復しない欠陥のある機体の制作・競技における使用を禁止すべき義務があるのに、これを怠った。

C 連盟は、競技を開催するについて、崖地から必要な距離においてパイロンを設置するよう指導すべき義務があるのに、これを怠った。

## ② JHFの答弁

a Aに対し、否認。

JHFは、大会が公認大会規則を充足する場合に公認するだけで、それ以上に公認大会規則を充足するよう指導する立場はない。

b Bに対し、否認。

競技大会参加者が使用する道具については、参加者自身が自己の責任で安全を確認し使用することが要求される。

本件パラグライダーに欠陥はない。

c Cに対し、否認。

JHFには、競技会のコースについての指導義務はない。

本件大会のパイロンで崖地に近接したものはない。

※ 上記が訴状における原告の請求であるが、平成13年5月7日付原告準備書面によると、連盟の責任は、

「被告連盟は、被告乙社並びに被告甲に対し、競技会開催の仕方を指導し、公認することにより支配若しくは支援したものであり、同等の責任を負う。」となっている。

すなわち、「指導・公認」＝「支配・支援」であるから、責任を負うという。

## 2) 原告 対 乙社

### ① 原告の主張

A 乙社は、高山ホルンバレーカップ大会実行委員会をして、本件大会を運営する契約上の義務を負う。大会参加者との間に、競技大会出場に関する契約関係がある。乙社は、大会参加者に対し、安全に競技できるように配慮する義務を負う。それを怠った。

B 乙社は、飛行の安全に欠陥のある機体を貸与・使用させた責任がある。

### ② 乙社の答弁

全て否認する。

## 3) 原告 対 甲

### ① 原告の主張

A 大会の実施を決定しうる地位にある者として、参加者が直面することのありうる危険からその生命・身体の安全を確保すべき注意義務がある。それを怠った。

B 丙(Sサイズ)を乙社に製作させた。

### ② 被告の答弁

a 大会の実施を決定しうる者に参加者の生命・身体の安全を確保すべき一般的注意義務があることは認める。しかし、甲個人に大会の実施決定権はない、大会を実施するか否かは、実行委員会と選手代表の協議により決定される。参加選手に対して安全配慮義務を負うのは、実行委員会である。

b 否認する。

※1 訴訟事件は、裁判所名と事件番号で特定される。

※2 「被告」について

民事訴訟では、訴訟を提起する者を「原告」、訴訟を提起された者を「被告」と呼ぶ。

「被告」とは単に訴訟当事者の一方の呼び名（法律用語）であり、非難の意味はない。

刑事訴訟における「被告人」とは別の概念である。

※3 法的責任について

訴訟とは、原告が被告に対して、何らかの法的責任を追及するものであるが、法的責任の発生する原因は何か、ということが一番の問題（争点）となる。

法的責任が認められるためには、その根拠が必要となる。たとえば、契約や不法行為（交通事故など）である。

契約（当事者の合意）上の責任とは、売買契約であれば、一方は契約に基づいて商品を渡す義務を負う、他方は商品の代金を払う義務を負うということである。

交通事故などの場合は、加害者・被害者間に契約はなく、過失によって事故を起こし被害を与えたという事実が不法行為と評価され、法的責任が発生する。

※4 安全配慮義務

たとえば、学校は生徒の安全について配慮する義務を負うから、台風が接近して高波の出ているときに臨海学校を開いて生徒が溺れればその責任を負うことになろう。同様に、ハング・バラのスクールは、危険を内包するスポーツの講習であるから講習生の安全に配慮する義務を負うし、競技会を主催する者は競技の参加者の安全に配慮する義務を負う。この一定の安全配慮義務が存在することは法律上当然であり否定することはできない。

ただし、安全配慮義務の具体的な内容については定まっていない。本件裁判を含めた今後の判例等によって具体化されていく。

その他

1 民事訴訟は主に書面によって進行する。原告が訴えを提起する書面が「訴状」（民事訴訟の起訴状に該当する）、それに対する被告の答弁を記載した書面を「答弁書」と呼ぶ。その後は、原告・被告双方とも、「準備書面」と呼ばれる書面を裁判所に提出する。訴状、答弁書、準備書面は、双方の法律的主張及び事実の主張を記載するものである。

その他に、証拠となる書面が提出される。原告が提出する証拠は、「甲第一号証」、被告が提出する証拠は、「乙第一号証」と呼ばれる。被告が複数の場合は、「丙第一号証」「丁第一号証」もある。